

街路サービス局（BSS: Bureau of Street Services）は、ロサンゼルス市（市）の歩道路上販売条例ファイルNo. 13-1493-S5を支援し、公道用地におけるすべての歩道路上販売者向けに以下の一般的な規則と規制を用意しました。2019年1月より、すべての路上販売はこれらの規則に準拠します。

1. **ごみ**：すべての食品販売カートまたはキオスクには、その販売によって生じたすべてのごみを収容するのに十分な大きさのごみ容器を装備し、食品販売カートまたはキオスクの運営者はその販売によって半径50フィート以内に生じたすべてのごみを、カートを移動する前に回収しなければなりません。リサイクル可能な素材はすべて他のごみと分別し、現在のロサンゼルス市のリサイクルポリシーに沿った方法で廃棄しなければなりません。
2. **使い捨てプラスチックストロー**：販売者およびファーマーズマーケットの運営者は、**LAMC第19章3条を遵守する必要があります。**
3. **配置**：販売カートまたはキオスクの設置、使用、保守によって人や財産の安全が危険にさらされる場合、その場所が公益目的、公共交通機関の目的、その他政府の目的で使用される場合、そのカートまたはキオスクが歩行者や車両の交通の流れ、住宅や事業所への入出、ポール、ポスト、私道、交通標識や信号、消火栓、郵便受け、その場所またはその近くで許可されているその他のものの使用を不当に妨害またはじゃまをする場合、販売カートまたはキオスクを歩道や公園道路にはみ出して設置、使用、保守してはなりません。販売カートまたはキオスクは、歩行者が通るための歩道上の空きスペースが幅5フィート未満に狭まるように配置してはなりません。移動販売者または路上販売者は、あらゆる種類のグッズ、製品、食品、商品が販売されている、あるいは販売の申し出が行われている場所またはその近くに人を集めることにより、歩道、街路、大通り、路地、またはその他の公共の場所の通過の妨げやその原因となってはなりません。
 - a) 次の地上設備（AGF: above ground facilities）から3フィート以上離れる必要があります。
 - (1) 街灯
 - (2) 木の植穴の端
 - (3) パーキングメーター
 - (4) 電信柱
 - b) 消火栓からの距離は5フィート以上でなければなりません。
 - c) 既存の地下電気ボックス、バルブ、保管庫からの距離は、2フィート以上でなければなりません。
 - d) 縁石の面からの距離および既存の私道の端からの距離は、18インチ以上でなければなりません（図1を参照）。
 - e) 販売者間は3フィート空けなければなりません（図2を参照）。
 - f) バス停がある場所や街路設備（ベンチ、自転車ラック等）、ニューススタンド、赤い縁石などの地上設備が存在する場所では販売スペースは許可されません（図3を参照）。
 - g) 車道、中央分離帯、歩行者用安全島、自転車道では販売スペースは許可されません。

- h) 定置型販売場所は、いかなる建物の正面にも設置してはなりません。すべての定置型販売場所は、縁石の面から18インチ離れて設置しなければなりません。
- i) 許可された活動（建設関連での街路または車線の閉鎖、特別なイベント、不要品交換会、撮影、ファーマーズマーケットなどですが、これらに限定されません）からの距離は、活動の境界線から500フィート以上でなくてはなりません。
- j) 建物、店舗、劇場、映画館、礼拝所、または集会所の入り口からの距離は、最低20フィートでなければなりません。
- k) ロサンゼルス市法第42節13 (c) で定義されている販売制限地からの距離は、制限地のどの敷地境界線からも500フィート以上でなければなりません。

4. 販売禁止場所：

- a) 以下の場所から500フィート以内での販売は禁止されています。
 - (1) ハリウッド・ウォーク・オブ・フェーム、ユニバーサルスタジオおよびエル・プエブロ・デ・ロサンゼルス州立史跡、ステイプルズ・センター/LAライブ（ロサンゼルス市法第22章第25目に記述）
 - (2) イベント開催日のドジャー・スタジアム、ハリウッド・ボウル、およびLAコロシウム/バンク・オブ・カリフォルニア・スタジアム
 - (3) **ロサンゼルス国際空港、および**
 - (4) 公共事業委員会（Board of Public Works）が決定するその他のあらゆる会場。
- b) ベニスビーチでの販売は、合衆国憲法修正第1条で保護された表現活動に限定されています。
- c) 中等教育の生徒が通う学校もしくはあらゆる高等教育の教育施設、または私立の幼稚園、小学校もしくは中等学校の施設。

各場所の地図に境界線が示されます。これらの場所の販売禁止区域には適切な標識が掲示されます。

5. 農産物の販売：カリフォルニア州食品農業局（CDFA: California Department of Food and Agriculture）によって規制されているすべての農産物は、既存の、または随時修正する以下にあげるすべてのCDFA規制（これらに限定されません）に従って取り扱い、輸送、陳列、または廃棄しなくてはなりません。

- a) CDFAによる検疫下のすべての農産物または商品は、害虫等の侵入を防ぐために袋詰めまたは遮蔽して、承認された方法で保護または保全するものとします。そのままの陳列は禁止されています。
- b) すべての農産物、商品、またはそれらの外被、芯、表皮、種子は、廃棄する前にビニール袋に密封する必要があります。
- c) すべての食品販売者は、検疫下のすべての農産物または商品の領収書、請求書、船荷証券、またはその他の容認できる原産地証明を所持していなければなりません。
- d) 検疫下で販売、販売の申し出、または検疫エリア内で輸送されるすべての

農産物または商品は、元が商業用でなければなりません。

- e) この章に違反すると、農産物または商品が押収される可能性があります。

6. 許可: すべての歩道路上販売者は、州、郡、または市が義務付けるすべての適切な事業、税、および衛生の許可を所持している必要があります。



Diagram 1

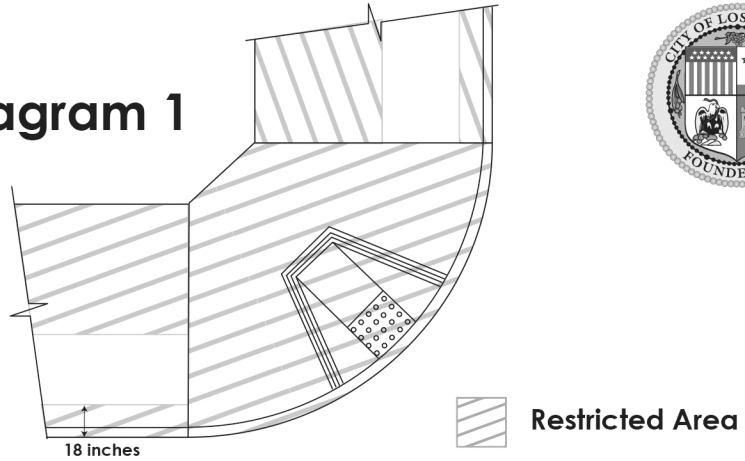


Diagram 2

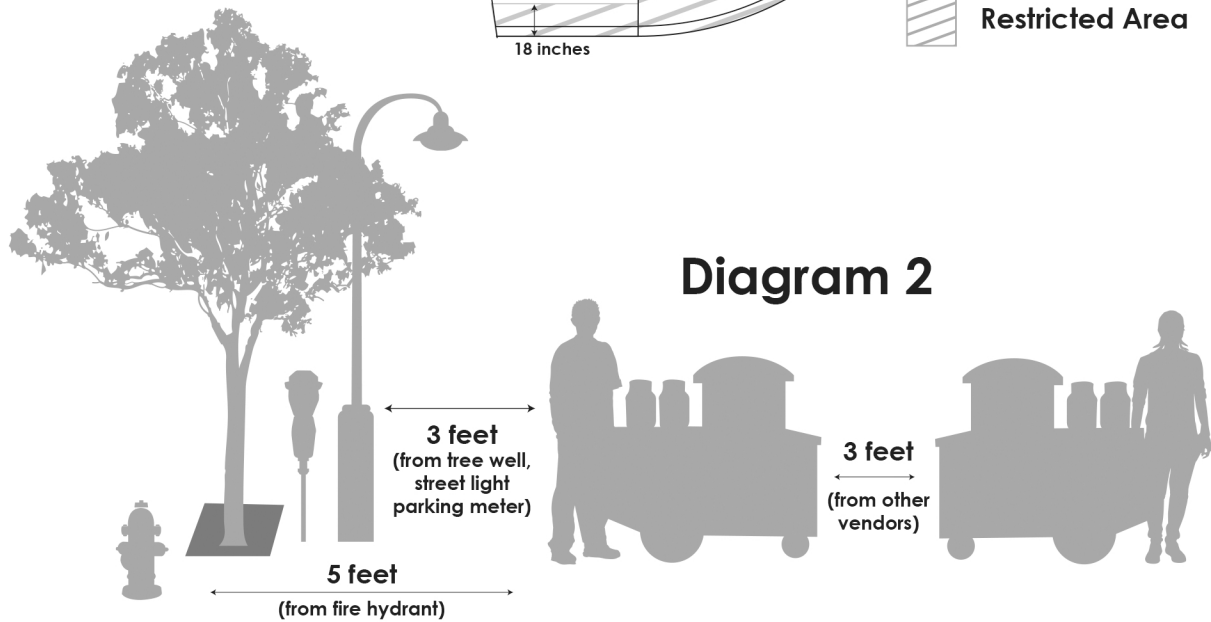


Diagram 3

